

雇用調整助成金・産業雇用安定助成金 オンライン受付システムについて

オンラインでの申請方法は、以下の4つのステップで完了しますのでご利用ください。

Step1 雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン 受付システムにアクセス

URL <https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

Step2 ログイン用のメールアドレスを登録

- ・メールアドレスがマイページのIDとなります。
- ・申請事業主ごと（社会保険労務士が申請代行する場合は当該社会保険労務士ごと）に1つのアドレス＝IDとしていただくと便利です。

Step3 SMS認証用の携帯電話番号を登録

- ・マイページ開設、ログインの際に手元に用意できる携帯電話にしてください。

Step4 マイページから申請書類をアップロード

- ・必要な書類はP4を参照ください。
- ・ファイル形式は、原則PDF（または、画像ファイル(.jpg, .png))としてください。WordおよびExcel（マクロなしに限る）でも可能ですが、労働局で開けないバージョンなどの場合は、追って差し替えなどを依頼します。ご協力をお願いします。

以上で手続きは完了となります

- 各助成金の支給要件などは以下のURLをご確認ください。

雇用調整助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

産業雇用安定助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

- その他ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



※ 行政機関の偽物サイト(詐欺サイト)が多数確認されていますので、URLをよく確認してアクセスしてください。

オンライン受付の流れ（詳細版）

1

アカウントをお持ちでない方は、以下のURLにアクセスし、メールアドレスを登録してください。

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

2

登録いただいたメールアドレスに登録用URLを送付します。当該ページへアクセスし、氏名、携帯電話番号、パスワードなどの登録をお願いします。

※メール受信制限をしている方は、system@kc.hellowork.mhlw.go.jpからのメール受信を許可してください。本システムからのメールを装った不審メールにご注意ください。

3

携帯電話にSMSで認証コード（ワンタイムパスワード）を送付しますので、当該コードを入力ください。これで登録完了となるので、一旦ログオフしてください

4

あらためて、①のページから①で登録したメールアドレス、②で登録したパスワードを入力し、③のSMS認証を行い、申請用マイページにログインしてください。

5

ログインすると一覧画面が表示されます。上段左側の「新規申請」ボタンをクリックすると、申請情報入力画面が開くので、必要事項を入力してください。入力項目はP3を参照ください。入力後「確認」ボタンをクリックし、申請情報確認画面を確認してください。

※途中で処理を中断したい場合は、申請情報入力画面の「保存」ボタンをクリックすると、その状態が保存され、一覧画面上では「作業中（申請前）一覧」に表示されます。終了する時は、「ログオフ」ボタンをクリックして終了してください。

6

申請情報確認画面の右上にあるクリップマーク欄の歯車をクリックし、申請書類、添付書類をアップロードしてください。（ドラッグ&ドロップかファイル選択後に「確定」ボタンをクリック）

※添付書類の容量が大きすぎて一定以上の時間がかかった場合は、タイムアウトエラーが発生します。その場合は、別途事業所所在地を管轄する労働局かハローワークへ郵送にて申請をお願いします。

なお、添付できる容量は1ファイル100MB、40ファイルまでとなります。
郵送先労働局またはハローワークの所在地はこちらを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html



7

アップロードが終わったら、申請情報確認画面下段の「申請」ボタンをクリックしてください。これで、申請は終了です。申請が問題なく行われた場合は、自動で①で登録いただいたメールアドレスに受け付けた旨のメールが届きますので、ご確認ください。一覧画面では「申請中一覧」に表示されます。

8

審査に当たって確認事項がある場合は、労働局またはハローワークから電話・メールで連絡させていただきます。書類に不足があるような場合は、一旦お戻しをさせていただきますので、⑥の手順で追加アップロードをお願いします。一覧画面では「差戻し一覧」に表示されます。

9

審査終了後、支給決定通知書を**申請事業主に郵送**させていただきます。なお、**通知発送から入金までに4日程度要します**ので、ご了承ください。

フォーマット入力事項

① 申請情報入力

申請の手順は左メニューの「マニュアル」を参照ください。

「支給申請月」「ビル、マンション名等」「連絡事項」は必要に応じて入力してください。
上記以外については必須入力項目です。

助成金種別 ※必須

☒ 雇用調整助成金 ☐ 緊急雇用安定助成金 ☐ 産業雇用安定助成金

手続き種別 ※必須

☒ 計画届 ☐ 支給申請 ☐ 計画届及び支給申請

支給申請がある場合は、何月分の支給申請かリストより選択ください。

事業所に関する情報 ※産業雇用安定助成金を申請する場合は出向元事業主の情報を入力してください。

事業所種別 ※必須

☒ 適用事業所 ☐ 非適用事業所

雇用保険適用事業所番号（11桁） ※適用事業所の場合必須

ハイフンを除いた11桁の数字で記載ください。

事業所名称（漢字） ※必須

環境依存文字（ローマ数字、省略文字など）は登録できません。他の入力でも同じです。

事業所名称（カナ） ※必須

住所

郵便番号（上3桁） ※必須

郵便番号（下4桁） ※必須

都道府県 ※必須

市区町村名 ※必須

丁目・番地 ※必須

ビル、マンション名等

電話番号

市外局番 ※必須

市内局番 ※必須

番号 ※必須

支払いに関する情報 ※産業雇用安定助成金を申請する場合は出向元事業主の情報を入力してください。

口座の種類 ※必須

振込に関する情報 ※ネット銀行は利用できません

金融機関コード（4桁） ※必須

店舗コード（3桁） ※必須

口座番号（記号番号） ※必須

ゆうちょ銀行の場合は「9900」

ゆうちょ銀行の場合は「000」

ゆうちょ銀行の場合は記号番号をハイフン込みで入力してください。

金融機関名 ※必須

店舗名 ※必須

口座名義（漢字） ※必須

口座名義（カナ） ※必須

英字、カナの小文字（「ツ」「ヨ」など）は大文字（「ツ」「ヨ」など）に変換して入力してください。

その他

連絡事項

既に本システムを通じて計画届け出を提出している場合は、この欄に計画届を提出した際の申請番号を記載してください。再申請の場合は、この欄に当初申請から修正した内容及びその対象ファイルを記載してください。（例 休業対象者について記入漏れがあったものを追記しました。対象ファイルは、休業・教育訓練一覧.pdfです。）

キャンセル

保存

確認



雇用調整助成金の支給申請に必要な書類

書類名	備考
様式新特第4号 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書	様式はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html ※添付書類は、「売上」等がわかる既存書類の写し(売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿、客数のデータ、客室等の稼働率等)でも可
様式新特第6号 支給要件確認申立書・役員等一覧	様式はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html 役員名簿は、事業所の規模を確認する書類で代用可
様式新特第9号又は12号 休業・教育訓練実績一覧表	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
様式新特第8号又は11号 助成額算定書	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
様式新特第7号又は10号 (休業等)支給申請書	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
休業協定書	労働組合等との確約書等でも代替可 添付書類として、組合員名簿又は労働者代表選任書
事業所の規模を確認する書類	既存の労働者名簿及び役員名簿で可
労働・休日の実績に関する書類	出勤簿、タイムカードの写し(手書きのシフト表などでも可)など (必要に応じ、就業規則 または 労働条件通知書 の写しなど)
休業手当・賃金の実績に関する書類	賃金台帳の写しなど(給与明細の写しなどでも可) (必要に応じ、給与規定または労働条件通知書の写しなど)

産業雇用安定助成金の計画届の提出及び支給申請に必要な書類は以下を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

! 助成金の支給に関して、厚生労働省本省、都道府県労働局、ハローワーク以外からお電話をすることはありません。また、お電話で金融機関の暗証番号をお聞きすることはございません。不審な電話があった場合は、お近くの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。